



決 定 書

異議申出人（以下「申出人」という。）が令和5年5月2日に提起した同年4月23日執行の佐倉市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、佐倉市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

第1 本件異議申出の趣旨

本件選挙において当選となった三井義文候補（以下「当選人」という。）は、本件選挙の被選挙権を有していないため、当選人の当選を無効とする決定を求めるものである。

第2 本件異議申出の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項によると、市町村議会議員選挙の被選挙権の要件の前提となる当該選挙の選挙権の要件として、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」と規定されているが、当選人は、佐倉市内に生活の本拠があることが疑わしく、当該要件を満たしていない疑義が強い。

争 点

市町村議会議員選挙の被選挙権は、当該選挙の選挙権を有する者で、年齢満25歳以上のものが有するとされ（法第10条第1項第5号）、当該選挙の選

挙権は、日本国民たる満18歳以上の者で、引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するものが有するとされる（法第9条第2項）。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」であるか、具体的には、令和5年1月23日から本件選挙の期日である同年4月23日までの間（以下「本件期間」という。）、引き続き佐倉市内に住所を有する者であるか、という点にある。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議申出が形式的な要件を備えた適法なものと認め、令和5年5月9日付けでこれを受理した。

審理に当たっては、申出人に対して証拠書類等の提出を求めた。他方で、当選人に対しては、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定により、本件異議申出への参加を求めるとともに、証拠書類等の提出を求めた。さらに、法第212条第1項の規定により、関係者及び当選人の自宅の周辺の住民に対して聞き取り調査を行うなど、慎重に審理を行った。

審理の結果は、以下のとおりである。

第1 申出人の主張の要旨

- 1 申出人から提出された異議申立書によると、当選人について「佐倉市に生活の本拠がある事が疑わしい」との記載がある。
- 2 異議申立書には、「疑わしい」とする具体的な根拠が記載されていなかったため、令和5年5月9日付けで証拠書類等の提出を求める文書を送付したところ、同月11日に申出人から電話があり、異議申立書の「6、補足情報」にあるとおり、当選人が所属する党派である参政党に所属している議員の当選無効を求める異議の申出が他の地方公共団体において受理され、調査中であることなどが根拠であるとの主張があった。
- 3 その後、申出人から証拠書類等が提出されることはなかった。

第2 当選人の主張の要旨

- 1 当選人は、市内の自宅において高齢の父と二人で暮らしており、ほかに生活の本拠はない。
- 2 申出人の主張には何ら根拠が示されていない。当選人が参政党に所属しているという事実のみをもって、本件異議申出を行ったのではないか。

第3 住所認定の解釈

- 1 本件異議申出の争点となっている、法第9条第2項に規定する住所とは、「生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である」とするのが確立した判例法理である（平成9年8月25日最高裁判所第2小法廷判決、昭和29年10月20日最高裁判所大法廷判決）。
- 2 本件異議申出に係る住所認定においても、当該判例法理に基づき行うものとし、本件期間において、当選人の生活の本拠が、引き続き佐倉市内にあったか否かについて、以下検討を行う。なお、客観的に生活の本拠たる実態を備えているか否かについては、特段の事情がない限り、当選人が佐倉市内において現に起臥していたか否かによって判断することになる。しかしながら、当選人が佐倉市内において現に起臥していたか否かを客観的に証明することは困難であるため、関係者の主張をもとに、日常生活の状況、家族の状況、近隣住民との関係性などを確認するとともに、電気、ガス及び水道の使用状況などの詳細な生活実態から総合的に判断し、当選人が佐倉市内において現に起臥していたか否かを推認することになる。

第4 当委員会が認定した事実等

当選人から提出された証拠書類等及び当選人への聞き取り並びに当委員会の調査の結果、以下の事実を認定する。

- 1 当選人は、平成6年頃、千葉県白井市から家族と共に佐倉市に転入し、自宅（佐倉市白銀に当選人が購入した自宅をいう。以下同じ。）に移り住んだ。その後、当時の勤務先で海外転勤となったため、一度佐倉市から海外転出した。平成18年に帰国し、以後は自宅が住民票上の住所となっている。
- 2 当選人は、帰国後に幾度か転職し、本件選挙に立候補するための準備を本格的に始める前は、貨物軽自動車運送事業を営んでいた。当該貨物軽自動車運送事業を営むに当たり、当選人は、平成31年1月23日に「個人事業の開業届出書」を成田税務署に提出した。当該届出書に記載されている当選人の住所は、当選人の自宅の住所である。当該貨物軽自動車運送事業の主な業務は、成田国際空港の敷地内にある運送会社から配送の委託を受け、各事業主に荷物を届けるものであった。
- 3 当選人が所持しているスマートフォンにダウンロードされている地図ア

プリによると、自宅への「訪問回数」は、令和5年5月24日時点で、約2,000回であった。なお、「訪問回数」の計数が開始されたのは、スマートフォンを購入した約3年前である。

4 当選人の自宅の電気、ガス及び水道の使用状況は、次のとおりである。

<電気>

請求年月	使用期間	使用量	使用料
令和4年 11月	令和4年10月15日～ 同年11月14日	480 kWh	18,333 円
令和4年 12月	令和4年11月15日～ 同年12月14日	558 kWh	22,318 円
令和5年 1月	令和4年12月15日～ 令和5年 1月14日	791 kWh	32,367 円
令和5年 2月	令和5年 1月15日～ 同年 2月14日	716 kWh	23,741 円
令和5年 3月	令和5年 2月15日～ 同年 3月14日	482 kWh	14,599 円
令和5年 4月	令和5年 3月15日～ 同年 4月14日	409 kWh	12,000 円

<ガス>

請求年月	使用期間	使用量	使用料
令和4年 11月	令和4年10月25日～ 同年11月22日	48m ³	9,704円
令和4年 12月	令和4年11月23日～ 同年12月21日	81m ³	16,427 円
令和5年 1月	令和4年12月22日～ 令和5年 1月24日	105m ³	21,930 円
令和5年 2月	令和5年 1月25日～ 同年 2月20日	97m ³	18,376 円
令和5年 3月	令和5年 2月21日～ 同年 3月24日	69m ³	13,035 円
令和5年 4月	令和5年 3月25日～ 同年 4月21日	39m ³	7,517円

<水道>

請求年月	使用期間	使用量	使用料
令和4年 11月	令和4年 9月 5日～ 同年11月 6日	36m ³	11,382 円
令和5年 1月	令和4年11月 6日～ 令和5年 1月 6日	29m ³	9,449円
令和5年 3月	令和5年 1月 6日～ 同年 3月 6日	22m ³	2,487円
令和5年 5月	令和5年 3月 6日～ 同年 5月 7日	23m ³	7,793円

5 当選人のガソリンスタンドの利用状況は、次のとおりである。なお、当

選人は、電車、バス等の公共交通機関をほとんど利用しない。

利用日	利用場所	利用料
令和5年 1月10日	出光リテール販売(株)※ ¹ 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	4,272円
令和5年 1月15日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	2,541円
令和5年 1月21日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	2,472円
令和5年 1月23日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	2,277円
令和5年 1月28日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	2,419円
令和5年 1月30日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	2,702円
令和5年 2月1日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	2,681円
令和5年 2月7日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	2,541円
令和5年 2月10日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	2,156円
令和5年 2月15日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	2,990円
令和5年 2月19日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	600円
令和5年 2月20日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	2,689円
令和5年 2月24日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	2,981円
令和5年 3月2日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	2,437円
令和5年 3月4日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	3,752円
令和5年 3月8日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	600円
令和5年 3月8日	出光リテール販売(株)※ ² 南関東カンパニープリテール上佐倉SS	2,401円
令和5年 3月17日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニープリテール上佐倉SS	3,709円
令和5年 3月23日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	3,248円
令和5年 4月7日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニープリテール上佐倉SS	2,877円
令和5年 4月10日	出光リテール販売(株) 南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	600円
令和5年	出光リテール販売(株)	3,826円

4月14日	南関東カンパニー佐倉かぶらぎSS	
-------	------------------	--

※1 住所：佐倉市鎗木仲田町12-4

※2 住所：印旛郡酒々井町本佐倉8-18

- 6 当選人は、令和4年9月28日に発生した交通事故により受傷したため、同月29日から同年11月24日まで、自宅から約2.5キロメートルに位置する市内の整形外科病院にリハビリのため通院していた。
- 7 当選人は、令和4年12月2日に自宅から約400メートルに位置する市内の自動車販売店に自家用車の定期点検整備を依頼した。なお、同店が発行した納品請求書の宛先の当選人の住所は、当選人の自宅の住所である。
- 8 当選人の自宅に次のとおり郵送物が届いている事実を確認した。
 - (1) 当選人がインターネットで購入した商品が、令和5年2月24日及び同年4月10日に当選人の自宅に届いたこと。
 - (2) 東京都にある特定非営利活動法人から、令和4年10月に「サポーター登録完了のお礼とお知らせ」が自宅の住所宛てに届いたこと。

第5 当委員会の判断

- 1 前記第4の1の認定事実によれば、当選人は、①平成6年頃に佐倉市に転入し、自宅で生活を始め、一時的に佐倉市を離れていたものの、平成18年の帰国後は再び自宅に戻っており、以後は自宅において家族と共に居住していることが認められる。また、当選人の自宅周辺に居住する住民に当委員会が聞き取り調査を行ったところ、当選人は、一時的に海外に赴任していた時期はあるものの、30年程度継続して自宅に居住しているとの証言を複数得ている。
- 2 前記第4の2の認定事実によれば、平成31年1月23日から貨物軽自動車運送事業を自宅において営んでいることが認められる。当選人は、当該貨物軽自動車運送事業は、成田国際空港の敷地内にある運送会社を取引先とし、当該取引先に頻繁に通っていたと証言しているところ、当選人の自宅から成田国際空港までは車で30分程度の距離にあり、頻繁に通える距離であることから、当該証言に不自然な点はない。したがって、平成31年1月23日の時点において、当選人が自宅で起臥し、当該貨物軽自動車運送事業を営んでいたと考えるのが、妥当である。
- 3 前記第4の3の認定事実によれば、当選人の所持するスマートフォンにダウンロードされている地図アプリの自宅への「訪問回数」が令和5年5月24日時点で約2,000回であることが認められる。当該地図アプリの他の地点への「訪問回数」は多くても300回程度であることから、自

宅への訪問回数が突出しているといえる。したがって、当選人は、当該地図アプリを使用している期間において、自宅で起臥していたと考えるのが妥当である。

4 前記第4の4の認定事実によれば、本件期間において、当選人の自宅の電気、ガス及び水道が利用されていることが認められる。これらの利用状況は、2人世帯の平均的な使用量を超えているものであることから、本件期間において、当選人が自宅で起臥していたと考えるのが妥当である。

5 前記第4の5の認定事実によれば、当選人は、自宅から約1.5キロメートルに位置する2か所のガソリンスタンドにおいて頻繁に給油していることが認められる。ガソリンスタンドの選択において、自宅から近いという要素は、重要なものであることから、令和5年1月10日から同年4月14日までの間、自宅で起臥していたと考えるのが妥当である。

6 前記第4の6の認定事実によれば、交通事故による受傷のリハビリのため、市内の病院を利用しており、当該病院は、当選人の自宅から約2.5キロメートルの距離に位置し、近距離であることが認められる。リハビリにおいて、近距離の病院に通院することは自然であることから、リハビリを行っていた令和4年9月29日から同年11月24日までの間、自宅で起臥していたと考えるのが妥当である。

7 前記第4の7の認定事実によれば、①自家用車の定期点検整備のため当選人の自宅から約400メートルの自動車販売店を訪れていること、②当該自動車販売店が発行した納品請求書の宛先が当選人の自宅の住所であることが認められる。自動車販売店の選択において、自宅付近の店舗を選択することは自然であることから、当選人は、令和4年12月2日において自宅で起臥していたと考えるのが妥当である。

8 前記第4の8の認定事実によれば、①インターネットで購入した商品、②「サポーター登録完了のお礼とお知らせ」（東京都にある特定非営利活動法人送付）が自宅に届いていることが認められる。当選人宛ての郵送物は、通常当選人の受け取りやすい場所に配達されるものであることから、これらの郵送物が配達された、令和5年2月24日及び同年4月10日並びに令和4年10月の時点において、当選人は自宅で起臥していたと考えるのが妥当である。

9 上記の生活実態を総合的に勘案すると、当選人は、本件期間において自宅で起臥していたことが認められるため、当選人の生活の本拠は、佐倉市内にあったものと判断する。したがって、当選人は、本件選挙の被選挙権を有しているものと判断する。

以上のことから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

なお、当委員会は、本件異議申出の調査の過程で、ソーシャルネットワーキングサービス上において、参政党の候補者が当選した地方公共団体に居住する者に対して、当該当選した候補者の当選を無効とする決定を求める異議の申出を行うよう促す投稿が拡散されていることを確認している。申出人は、他の地方公共団体において、参政党議員が当選を無効とする決定を求める異議の申出を受けていることなどを理由に本件異議申出を行ったのであるが、当選人の居住実態を疑うに足る具体的な事実、証拠書類等を一切示さなかったのであるから、申出人の主張には全く論拠がない。

令和5年6月1日

佐倉市選挙管理委員会
委員長 恵下 幸



教

示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。